



RIETI Discussion Paper Series 05-J-006

小規模企業の退出

原田 信行
筑波大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

小規模企業の退出

原田信行*

筑波大学大学院

システム情報工学研究科

2005年3月

要旨

本稿は、主に2003年11月に実施された「小規模企業経営者の引退に関する実態調査」の結果を用いて、日本の小規模企業の退出行動について分析するものである。一般的に、企業の退出（特に倒産以外のケース）を事後的に把握し、広くその経営者に対して調査を行うことは困難である。しかし、同調査では、小規模企業共済制度の契約者を対象とすることにより、この問題を克服している。調査の結果から、まず、小規模企業は経済状況の悪化を直接の理由とする退出（「経済的退出」）以外にも様々な理由によって退出している（「非経済的退出」）ことが確かめられた。また、両者の性質の違いを検証するプロビット・モデルを推定した結果、相対的に若い場合、男性の場合、金融機関からの借入がある場合、売上が減少傾向にある場合などに経済的退出が生じている傾向が強いことが示された。さらに、退出後の経営者の就労状況について、再び経営者や被雇用者になるケースも相当程度存在していること、経済的退出の場合のほうが再就労する、特に被雇用者として再就労する比率が高いことなどが示された。これらの結果は、退出研究において経済的退出と非経済的退出の両者を区別して分析することが重要である可能性を示している。

Keywords : 小企業、小規模企業、退出、引退

JEL Classification : D21, J23, L11

* E-mail: harada@sk.tsukuba.ac.jp

本稿の作成過程において、吉富勝所長（経済産業研究所）、橘木俊詔先生（京都大学）、安田武彦先生（東洋大学）、岡室博之先生（一橋大学）、本庄裕司先生（中央大学）、岡村秀夫先生（関西学院大学）、細谷祐二氏（経済産業研究所）、植杉威一郎氏（経済産業研究所）からコメントをいただいた。また、データの内容に関して星野浩一氏（中小企業金融公庫）から貴重な教示を受けた。ここに記し、深く感謝する。なお、本稿に記された意見・見解はすべて筆者個人のものである。

1. はじめに

小規模企業は、少なくとも数の上では日本企業のかなりの部分を占めている¹。2001年事業所・企業統計調査によれば、日本に470万あるとされる企業（非1次産業）のうち410万は小規模企業、310万は個人企業（個人経営の、単独事業所および本所・本社・本店事業所）である²。雇用面でも、常用雇用者ベースで3828万人中の724万人は小規模企業の雇用であり、個人企業の事業主自身の自己雇用等を考慮した、会社の常用雇用者+個人企業の従業者ベースでは、4266万人中1079万人を小規模企業が占めている³。また、最近10年来、中小企業政策上の主要な関心のひとつとなっている開業率の低下傾向および開廃業率の逆転現象についても、開業企業年平均15万社中11万社が個人企業、廃業企業年平均22万社中15万社が個人企業である⁴。従って、日本の開廃業に関する問題は、少なくとも量の面から捉える限りにおいては、実は相当程度が小規模企業の問題である。

しかし、一般的にあって、企業の退出（特に倒産以外のケース）を事後的に把握し、広くその経営者に対して調査を行うことは、開業直後の企業と同様か、あるいはそれ以上に困難である。そしてその状況は、一般的には規模が小さくなるほど厳しくなる。そのため、特に日本においては、小規模企業の退出行動を直接観察する研究はこれまで必ずしも十分には行われてこなかった。

このような中で、2003年11月に、小規模企業共済制度の契約者を対象とした大規模なアンケート調査「小規模企業経営者の引退に関する実態調査」が行われた。同調査では、退出した小規模企業の経営者に対してその退出理由を尋ねているほか、経営者の人的属性や企業属性、経営していた事業の状況、さらには退出後の就労状況等の広範な項目が調査されている。本稿は、主にこの調査の個票データを用いて、日本における小規模企業の退出の実態について分析を行うものである。本稿の最大の特徴は、退出を一律の事象として扱うのではなく、退出の多様性を明確に認識するとともに、それらの性質の違いを計量的に検証する点である。なお、同調査の結果の一部は既に『中小企業白書 2004年版』でも使用されているが、本稿の観察および分析は、基本的に白書では使用されなかった部分を使用したものである。

本稿の構成は以下の通り。次節では、日本の近年の研究を中心に退出の関連研究を整理する。第3節では、分析に使用するデータの概要および特徴について述べる。第4節では、小規模企業の退出理由の観察と、退出の性質の違いを検証するプロビット・モデルの推定を行う。第5節では、退出後の経営者の就労状況についての観察および分析を行う。第6

¹ 本稿において、「小規模企業」とは、中小企業基本法の定義と同様に、常時使用する従業員の数が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の企業を意味する。

² 個人企業は、大部分（95%以上；2001年、非1次産業）が小規模企業の範疇に属している。

³ 『中小企業白書 2004年版』附属統計資料参照。

⁴ 2001年事業所・企業統計調査、非1次産業。

節は結論である。

2. 先行研究

これまで、企業の退出(exit)は、中心的には主にミクロ経済学および産業組織論の文脈において研究されてきた。そこでの最も基本的な考え方は、各企業は利益の最大化を目的として事業を行っており、市場からの退出は企業の利益（または期待利益）がある水準以下に低下した（または低下すると判明した）場合に生じる、というものである（e.g. Jovanovic, 1982; Ghemawat and Nalebuff, 1985）。そのため、実証分析においても、標準的には、退出は市場規模の変動やプライスコストマージン（利益状況）、参入・退出障壁などの経済的指標と結びつけて考えられてきた(cf., Mansfield, 1962; Shapiro and Khemani, 1987)。日本に関しても、この枠組に基づく代表的な分析として、工業実態基本調査を用いた中小製造業企業の退出研究である楠田・横倉・根来(1979)、工業統計調査の事業所ベースの個票データを用いた森川・橋木（1997）および橋木・森川（1999）などが行われてきた⁵。

しかし、より広く捉えれば、退出には同時に多岐に渡る関連分野が存在する。倒産・デフォルト、存続・生存(survival)、生存期間(duration)、失敗(failure)、閉鎖(closure)などを対象とする分野がそれであり、これらは、部分的には重なり合いながらも、それぞれある程度独立して研究が進められている。例えば、最近の日本に関する研究として、まず倒産・デフォルトについては、東京商工リサーチの倒産情報などを用いた Helwege and Packer (2003) や福田・粕谷・赤司(2004)、CRD（Credit Risk Database）データを用いた山下・川口(2003)、および後述の齋藤・橋木（2004）などがある⁶。また、失敗については、東京商工リサーチのデータを用いて製造業新企業のハザードモデルの推定を行った Honjo (2000)などがある⁷。他にも、松繁（2002）では、独自の2時点調査の結果を用いて、大阪府豊中市の従業員100人未満企業の1年後の存続関数の推定が、また、国民生活公庫総合研究所（2004）では、2001年末以降毎年実施している同公庫の融資先新企業に対するパネル調査の結果を用いて、新規開業企業の約2年経過後の廃業関数の推定が行われている。さらに、これらの研究領域は、労働経済学分野に属する自営業(self-employment)研究とも関心が一部重なっている。

⁵ 楠田・横倉・根来(1979)では、退出だけでなく、それを転出と廃業に分けた分析も行われている。退出の内容の違いを扱った先駆的な研究であるといえる。

⁶ 特に、倒産・デフォルト分析は、いわゆる信用リスク分析を含めればたいへん広範、かつ非公開の実務モデルも数多く存在している分野である。なお、上記のうち Helwege and Packer (2003)と福田・粕谷・赤司(2004)では倒産の範囲内での内容の違いが、齋藤・橋木（2004）では存続の内容の違いが取り扱われている。

⁷ もちろん、「失敗」研究においては、一般に失敗という用語の定義が重要な問題となる(Watson and Everett, 1993; Everett and Watson, 1998)。実際、例えば Honjo (2000)では「失敗」は東京商工リサーチの倒産フラグの付与で定義されており、実質的には倒産研究でもある。

例えば、労働力調査の個票データをもとに自営業主の開廃業を分析した太田（2003）では、年齢や業種と自営業主の1か月後の廃業確率の関係を検証するプロビット・モデルの推定が行われている⁸。

これらに加えて、特に欧米において、近年退出の内容の違いを考慮した分析も多く行われている。Harhoff, Stahl and Woywode(1998)では、ドイツ企業のデータを用いて支払不能（insolvency）と自発的清算（voluntary liquidation）とを区別した分析がなされている。自営業研究の Taylor(1999)では、英国自営業の退出理由を観察し、その上で自発的退出（voluntary termination）と非自発的退出（involuntary termination）を区別した分析が行われている。さらに、Headd(2003)および Bates(2005)では、米国の調査 Characteristics of Business Owners (CBO)の結果を用いて、1989－1992年に開業し1993－1996年に閉鎖（closure）した企業の経営者に、閉鎖を決めた時点での事業に対する成功・不成功の認識を尋ねた設問の結果をもとに、閉鎖にも successful closure と unsuccessful closure があるとの議論を展開している⁹。

日本に関しても、特筆すべき分析として、Honjo(1999)では、東京商工リサーチのデータを用いて、日本のソフトウェア産業の新企業について、倒産により退出した企業を失敗（failure）、それ以外のケース（合併を除く）を非失敗（non-failure）と定義した多項プロビット・モデルの推定が行われている¹⁰。他にも、最近、日本でも困難ながらも退出後の企業の経営者を把握し、それら経営者に対して直接の調査を行おうとする試みがいくつかなされている。代表的なものは、国民生活公庫総合研究所「2度目の開業に関する実態調査」と中小企業研究所「事業再挑戦に関する実態調査」である。前者は、国民生活金融公庫の融資先企業（融資時点で開業後5年以内）に広く調査票を送り、過去に別の事業を興しそれを廃業した経験がある経営者だけに回答を求めるという方法で行われた調査である（調査時期は2001年8月）。独自の視点で行われた興味深い調査であるが、ただし、結果的に調査票の発送件数45466件に対し、回収数は236にとどまっている¹¹。後者は、東京商工リサーチの倒産情報リストをもとに、2001年に倒産、かつ倒産時点の住所が把握できた経営者23818人を対象として行われた調査である（回収数1508、調査時期は2002年12月）。同調査の結

⁸ なお、労働力調査の「自営業主」は「個人経営の事業を営んでいる者」と定義されており、会社・団体の役員は含まれず、内職従事者が含まれる。

⁹ 他にも、Schary (1991) では、20世紀前半の米国の綿織物工業61企業を対象に、倒産、自発的清算、合併を区別した分析が行われている。また、Klejweg and Lever (1996)では、退出全体と破産を区別したドイツ製造業事業所の退出分析が、Winter et. al. (2004)では、米国のファミリービジネスについて退出内容の違いを考慮した分析が行われている。

¹⁰ Honjo(1999)は、東京商工リサーチのデータを使用した他の研究と異なり、通常倒産情報データに加え、別途、それ以外の退出に関する情報も入手し使用している。ただし、同社の企業情報は小規模企業、特に個人企業のカバレッジは限定的であるほか、退出に関しても、同社の企業情報は倒産情報の把握・提供に重点が置かれており、それ以外の退出形態の情報は副次的なものである。

¹¹ この回収数の激減は、別の事業を興した経験がないため回答しなかったケースと、経験はあるが回答しなかったケースの複合から生じている。従って、同調査では通常の意味での回収率は計算できない。なお、同調査について、より詳しくは国民生活金融公庫総合研究所編（2002）を参照されたい。

果は『中小企業白書 2003 年版』で分析されているほか、齋藤・橘木（2004）において倒産モデルの推定などが行われている。ただし、同調査は、企業の退出事例のうち倒産によって退出したケースのみを対象としたものである。

3. データ

本稿で使用する「小規模企業経営者の引退に関する実態調査」は、小規模企業共済制度の契約者のうち、共済金・準共済金を 2001－2002 年度に事由「個人事業の廃止」または「法人の解散」により、あるいは 2000－2002 年度に事由「個人事業の配偶者または子への譲渡」により受け取った者 15000 人を対象とした調査である（調査実施主体は中小企業総合事業団、調査時期は 2003 年 11 月）¹²。なお、個人事業を配偶者または子以外の第 3 者に譲渡したケースは、制度の区分上は「個人事業の廃止」に含まれる。調査の結果、回収数は 3958、回収率は 26.4%であった。

「小規模企業共済制度」は、中小企業基盤整備機構（調査時点では中小企業総合事業団）が運営する、小規模企業経営者のための任意加入・公営の退職金積立制度である。納付した掛金の範囲内での貸付制度も設けられていることなどから、小規模企業のセーフティネット対策の一環とも位置づけられている（同制度について、詳しくは補論を参照）。

本来、特に小規模企業に関して、市場から退出した企業を広く観察・追跡することは非常に難しい。負債がない企業が自発的に廃業を選択した場合や、負債を有する倒産であっても負債総額 1000 万円未満であった場合などは、そもそも退出の情報を観察者が捉えることさえ困難である。その意味で、同共済制度に加入し最終的に共済金等を受け取った経営者、というのは一般的には得がたい情報を提供する貴重なデータベースであるといえる。

ただし、本稿では、調査された 3 事由のうち、さらに「個人事業の廃止」「法人の解散」（いずれも共済事由 A）に該当するもののみを分析の対象とする。「個人事業の配偶者または子への譲渡」（準共済事由）については、もともと観察数が非常に少ない事象であり、かつ何よりも企業の市場退出の事例ではないことから、本稿では分析の対象から除くこととした¹³。次に、同共済制度は加入後に企業規模が拡大しても脱退する必要がないため、元データには若干数の小規模企業の基準を超える企業が含まれている。この点について本稿では、小規模企業の分析を行うという概念上の統一性をより重視し、小規模企業の基準を超

¹² 15000 人のうちわけは、事由毎にそれぞれ 10145 人、4000 人、855 人。最後の「個人事業の配偶者または子への譲渡」のみ件数が少ないことから全数調査、先の 2 事由は事由毎の無作為抽出である。（付表 1 も参照。ただし、付表 1 は件数ベースなので数字は完全には対応しない。）

¹³ より厳密には、配偶者・子に譲渡したケースだけでなく、それ以外の第 3 者に譲渡したケース（事由「個人事業の廃止」に含まれる；ただし若干数）も、調査結果の情報をもとに別途除いた。

えるケースは分析の対象から除いた¹⁴。最後に、分析に必要な設問にすべて回答しているもののみを抽出した結果、サンプルサイズは 1730 となった。本稿では、原則としてこの 1730 サンプルをもとに分析を行う。

4. 小規模企業の退出理由

4. 1. 調査結果の観察

本分析のデータセットは、結局、2001-2002 年度に「個人事業の廃止」または「法人の解散」によって退出した小規模企業の経営者 1730 サンプルである。ここで、経営者はやめたが企業は継続したというケースは含まれておらず、経営者がやめると同時に企業も退出したケースのみで構成されているという点は重要である。その結果として、本稿の分析では、経営者の引退と企業の退出を区別する必要がなくなっている。

表 1 (1) は、経営者をやめた最大の理由を尋ねた設問の結果である。最も多いのは、「事業の見通しが立たないため」で 38%、次が「経営者本人の高齢化」20%、「経営者本人の病気やけがのため」14%と続いている。一見して、小規模企業は、事業の見通しが立たない、倒産といった事業の経済状況の悪化を直接の理由とする退出以外にも、経営者の高齢化や健康問題をはじめとする様々な理由によって退出していることがわかる。さらには、一部ではあるが、悠々自適な生活を送るため、新たな仕事や事業を行うためといった理由での退出もみられる。これらの、事業の経済状況の悪化以外の理由による退出は、標準的な退出研究の想定とは必ずしも一致しないように思われるケースである。なお、倒産は 2%と少ないが、これは、基本的には今回のデータの特徴、すなわち、1) 金融機関からの借入のない企業も相当あるなど、小規模企業においては「倒産」という事象自体がもともと起こりにくい¹⁵、2) 倒産前に資金手当のために共済を解約した場合、仮にその後倒産しても今回のデータセットには含まれない、ことなどによっていると考えられる¹⁶。

また、表 1 (2) は、表 1 (1) の設問において退出の最大の理由として「事業の見通しが立たない」「倒産した」と回答したものについてのみ、より具体的な理由を尋ねた結果

¹⁴ すなわち、退出を決めた時点の従業員数が卸売業・小売業・飲食店・サービス業で 5 人超、他の業種で 20 人超のケースをサンプルから除いた。ただし、これは主に概念上の問題であり、仮にそれらのケースを含めて分析しても結果はほとんど変わらない。

¹⁵ ここで、倒産の定義が問題となる。今回の調査の調査票には特に記述されていないが、一般的には、倒産とは①銀行取引停止処分を受ける、②裁判所に会社更生法の適用を申請する、③商法による会社整理の適用を申請する、④民事再生法の手続き開始を申請する、⑤破産を申請する、⑥特別清算の開始を申請する、⑦債権者との協議に基づき私的整理を行う、のいずれかに該当する場合と理解されている。

¹⁶ 逆にいえば、当然ながら本データセットには、同共済制度に加入していない、あるいは途中で解約した経営者の企業等は含まれない。この点は、今回のデータセットのひとつの限界である。

である¹⁷。これをみると、全体の7割が「売上・受注額が減少した」で占められており、多くの場合売上の不振がこれらの退出の主因となっていることがわかる。その次は、「赤字を計上した」の9%である。ただし、表1（2）では、金融機関の融資拒絶や減額の割合は3%と小さいが、これは表1（1）において倒産が少ないことと同様の理由による可能性が高い。

さらに、表1には、全サンプルの結果に加えて、経営者の退出時点の年齢が65歳未満と、65歳以上の二つのサブサンプルに区分した結果も示している。この年齢区分は、第一には生産年齢人口に含まれるかどうかの基準によるものである。すなわち、統計上、15-64歳に属する人口は「生産年齢人口」、それ以上の人口は「老年人口」と区分されていることから、本データセットにおいても、標準的な引退年齢を65歳前後とみなしてそれ未満と以上でサンプルを区切ることには意味があると判断した。さらに、今回のデータセットでは、65歳で分けた場合、結果的に65歳未満が56%、65歳以上が44%と、二つのサブサンプルの規模が比較的近くなるという実際上の利点もある。

この、65歳未満・65歳以上別の結果をみると、表1（1）では、65歳以上で事業の見通しが立たない、あるいは倒産によって退出した割合は65歳未満に比べて小さい（約半分）一方で、経営者自身の高齢化や健康問題の割合が大きく、年齢によって退出理由の分布に違いがあることが伺える。これに対し、表1（2）では、65歳未満と65歳以上の理由の分布は比較的似ている。すなわち、65歳未満とそれ以上で、事業の経済状況の悪化による退出の割合には相当な違いがあるが、「経済状況の悪化」のより具体的な内容については、65歳未満とそれ以上で大きな違いはないといえることができる。

これらの退出理由は、上述のように、大きくは「事業の見通しが立たない」「倒産した」という経済状況の悪化を直接の理由とする退出と、それ以外の理由による退出に分けることができる。本稿では、以下、このうち前者を「経済的退出」、後者を「非経済的退出」と呼び、二つに分けて分析を行う。ただし、厳密には、表1（2）をみると「事業の見通しが立たない」「倒産した」と回答したケースの中にも、より具体的な理由を「経営者の高齢化や健康問題」とするものが少数ながらみられる。そこで、当該ケースは別途抜き出して「非経済的退出」に含めることとする。

結果として、今回のデータセットの場合、1730サンプル中、経済的退出が689、非経済的退出が1041となり、非経済的退出のケースが実に過半（6割）を占めている（表2）。ただし、年齢別には、65歳未満では経済的退出と非経済的退出がほぼ同割合である一方、65歳以上では非経済的退出が4分の3と大勢となっている。

¹⁷ 表1（2）をみると、無回答、すなわち表1（1）の設問には回答したが表1（2）の設問には回答していないケースがサンプルに含まれていることがわかる。これは、仮にこれらのケースを除くと、後の計量分析において「経済的退出」に該当するケースのみを系統的に落とすことになってしまうので、その偏りを避けるためである。

さらに、表3は、より細かく、退出した経営者の年齢分布を全サンプル、経済的退出、非経済的退出別に集計したものである。これをみると、全体の66%が60歳以上、92%が50歳以上と、かなりの部分が高齢の退出事例で構成されていることがわかる。年齢層としては、60-69歳層に全体の44%が、50-79歳層に90%が集中している。また、経済的退出・非経済的退出別には、両者の分布の山の形の違い、具体的には非経済的退出のほうがより高齢(65-69歳)を中心とした山になっていることが確認できる。この、表3の経済的退出と非経済的退出の比較からも、65歳前後が退出行動の内容変化のひとつの節目である可能性が高いことが伺える。

4. 2. プロビット・モデルの推定

前節まで、小規模企業の退出理由の分布、および経済的退出と非経済的退出の年齢による分布の違いなどを観察した。本節では、さらに、年齢以外の様々な要因も同時に考慮しながら、経済的退出と非経済的退出の違いを検証する確率モデルの推定を行う。具体的には、経済的退出の場合に1、非経済的退出の場合にゼロを取る変数を被説明変数とし、経営者の人的属性、経営していた企業の属性、退出を決めた時点での事業状況を表す変数を説明変数とするプロビット・モデルの推定を行う。それにより、これら各要因と退出理由の関係の有無およびその程度を統計的に検証することができる。

説明変数のうち、まず経営者の人的属性と企業の属性に関しては、調査項目から、経営者の年齢、性別、経営年数、創業者ダミー、経営組織の違い、従業員の有無、業種の違いを採用する。経営者の年齢は、前節までと同じく経営者の退出時点の年齢である。年齢については、連続型変数として使用するだけでなく、退出行動の不連続性を考慮し、さらに65歳未満かそれ以上かを示すダミー変数を加えた推定、および65歳未満・以上でサンプルを分割した推定も行う。性別は、男性をゼロ、女性を1とするダミー変数を使用する。経営年数は、経営者としての在任年数を尋ねた設問の結果を使用する。創業者ダミーは、経営者に就任した経緯を尋ねる設問において「自分で創業した」と回答した場合に1、それ以外の場合にゼロを取るダミー変数である。ここで、創業者ダミーが1の場合、「経営年数」は概念上企業の操業年数に一致することになる。経営組織は、設問の項目に従い、個人事業、有限会社、株式会社の3区分を使用する。業種については、同じく設問項目をもとに、製造業、建設業、卸売業、小売業、飲食店、サービス業、その他、の7区分を使用する。

従業員の有無は、退出を決めた時点の従業員数を尋ねる設問において、従業員がいない(0人)と回答した場合に1、一人以上の場合にゼロを取るダミー変数を使用する。本来であれば、従業員数を企業規模を表す変数としてそのまま使用すべきとも考えられるが、本稿では、はじめに小規模企業を対象を絞って分析しているため、その時点で従業員数の

値の幅が狭く限定されている。そこで、本分析ではむしろ従業員が一人以上いる場合と一人もいない場合とで退出行動の性質が不連続的に異なる可能性を考慮して、従業員の有無をダミー変数でコントロールすることとした。なお、今回の調査の設問において、「従業員」とは、有給の役員と常時雇用者の合計、ただし事業主や経営者と生計を一にする家族、臨時従業員、派遣社員は含まないものと定義されている。このうち、特に生計を一にする家族は「従業員」に含まないとされている点には注意を要する。結果として、本データセットでは、従業員なしのケースに、本人に加えて同一家計内の家族が事業に従事しているケースが含まれる。

事業状況を表す変数については、同じく調査項目から、金融機関からの借入の有無、売上傾向、利益状況の3変数を使用する。借入の有無は、退出を決めた時点で金融機関から事業用資金の借入があったかどうかを尋ねた設問において、あるとしたものを1、ないとしたものをゼロとするダミー変数である。売上傾向は、同じく退出を決めた時点で、売上が前年同期に比べ増加傾向、横ばい、減少傾向のいずれであったかを尋ねた設問の結果である。利益状況は、同時点で経常利益が直前期黒字、直前期のみ赤字、2期連続赤字のいずれであったかを尋ねた設問の結果である。3変数とも、調査票の限界から、量的変数ではなく質的変数となっている。なお、これらはいずれも「退出した時点」ではなく「退出を決めた時点」について尋ねた設問の結果である点は重要である。その結果として、概念上、例えば退出を決めてから実際に退出するまでにタイムラグがあるようなケースでも、経営者が退出を決めた時点での事業状況に基づいて分析が行われることになる。

表4は、各変数の平均値である。それぞれ、全サンプル、経済的退出・非経済的退出別の集計値を示している。これらは、単に説明変数の記述統計を表すだけではなく、今回のデータセットの特性を示すものでもある。まず、サンプル全体では、経営者の退出時点の平均年齢は62歳、うち65歳以上のケースが44%となっている。性別は、2割強が女性である。経営者在任年数は平均26年と、かなり長い。年齢の結果とあわせて考えると、本データセットは、比較的高齢、かつ長期間経営に携わってきた経営者を中心に構成されているといえる。また、創業者が4分の3(74%)と大勢を占めている。経営組織は、3分の2が個人事業、有限会社は2割強、株式会社は1割強である。従業員数については、ゼロ、すなわち本人のみ、あるいは家族以外の常時従業員なしのケースが36%ある。業種については、7区分のうち最も多いのは製造業の23%、次が小売業の19%である。さらに、事業状況に関しては、まず金融機関から借入があったケースは全体の29%に過ぎず、従って7割は金融機関からの借入なしで事業を行っていたことになる。また、売上傾向については、どの程度その時点の景気状況を反映しているのか、あるいはデータが退出企業であることによるのかは判断できないが、いずれにしても増加傾向としたケースがほとんどなく、大部分(84%)は減少傾向と回答している。利益状況は、直前期黒字のケースも3割強ある

一方で、2期連続赤字のケースが過半(51%)を占めている。

プロビット・モデルの推定結果は表5の通りである。[I][II]はいずれも全サンプルを用いた結果であり、[I]と[II]の違いは、経営者の退出時点の年齢を連続型変数としてのみ扱うか、65歳未満とそれ以上を区別するダミー変数も加えるかの違いである。[III]と[IV]は、これをさらに進めて、65歳未満とそれ以上でサンプルを分割して推定した結果である(65歳未満が[III]、65歳以上が[IV])。また、表には、個別の集計値の観察からは得られない情報として、各説明変数の影響の大きさを表す限界効果も示している¹⁸。なお、売上傾向については、増加傾向のケースが非常に少ないことから、減少傾向のダミーのみを推定に含めることとし、結果的に増加傾向と横ばいのケースをまとめた推定を行っている。

推定結果をみると、まず経営者の年齢に関しては、基本的に年齢が低いほうが経済的退出の生じている確率が高い、逆にいえば高齢のケースほど非経済的退出の確率が高いとの結果になっている。すべての経営者はいずれかの時点で引退せざるを得ないことを考えれば、これは納得できる結果である。特に、[II]をみると、65歳以上ダミーの係数が負で有意かつ限界効果も-0.19とかなり大きく、65歳未満とそれ以上で差が大きいことが示されている。ここで、年齢以外の変数の結果は[I]と[II]でほぼ同じであり、またサンプルを分割した[III]と[IV]においてもそれほど大きな違いはみられない。その意味では、年齢以外の各説明要因についても比較的頑健な結果が得られているといえる。

次に、経営者の年齢以外の人的属性と企業の属性に関しては、4推定すべてにおいて、男性の場合、および経営年数が短い場合ほど経済的退出が生じている確率が高いとの結果が示されている。女性ダミーの限界効果はかなり大きく(-0.17; [II]の場合)、65歳以上ダミーに匹敵する大きさとなっている。一方、創業者ダミー、経営組織、従業員の有無の各変数はいずれも有意ではなく、これらの要因については明確な影響は観察されていない。また、業種については、(製造業を基準として)小売業、飲食店、サービス業、その他が負で有意、建設業と卸売業も有意ではないが係数が負となり、製造業が相対的に経済的退出の傾向が最も強いとの結果が得られている。限界効果は、特に飲食店とサービス業の絶対値が大きく(それぞれ、-0.25と-0.19; [II]の場合)、これら業種と製造業との違いが顕著となっている。この結果は、製造業の相対的な事業環境の悪さを示すものかもしれない。ただし、今回の推定では売上傾向と利益状況が多少ともコントロールされていることを考えれば、製造業が、他の業種以上に直接的に経済変動の影響を受ける業種であることを示している可能性もある。

退出を決めた時点の事業状況に関しては、これも4推定すべてにおいて、金融機関からの事業用資金の借入がある場合、売上が減少傾向にある場合、2期連続赤字の場合に経済

¹⁸ このうち、連続型変数の限界効果は説明変数の平均値で評価したもの、ダミー変数の限界効果は(他の変数は平均値として)1の値の場合の確率からゼロの値の場合の確率を引いたものである。

的退出が生じている確率が高いとの結果が示されている。直前期のみ赤字については、(直前期黒字を基準として) 有意な結果は得られなかった。このうち、借入の有無については、金融機関から借入がある場合には、事業をやめても借金が残る場合など経営者の意思だけでは退出(あるいは存続)を決定できない局面が多くあり得る一方で、借入がない場合には、いつ退出するかは基本的には経営者の自由意思によるため、後者の場合に比較的経営者の個人的な事情による退出が起きやすくなっていることによるのかもしれない¹⁹。また、売上の減少傾向と2期連続赤字については、限界効果もかなり大きく(いずれも約0.24; [II]の場合)、これらの要因が実際に経済的退出と強く結びついていることが確かめられたといえる。しかし、この結果は、逆にいえば非経済的退出には売上動向や利益といった要因は相対的に小さな影響しか与えていないことを意味しており、退出研究において退出行動の多様性を認識することの重要性を示すものでもある²⁰。

5. 退出後の就労状況

個人事業の廃止や法人の解散が行われた場合には、その企業は消滅する。しかし、それは必ずしも経営者の職業人生がその時点で終わることを意味しない。当然ながら、場合によっては再び何らかの事業を運営するという選択、あるいは既存企業に就職するといった選択があり得る。そしてこれらの選択がなされた場合には、それまでの経営経験、知識、(時としてかけがえのない) 技能等が、ある程度でも企業の消滅後も引き続き活かされると期待することができる。しかし、そのような、企業退出後の経営者の動向も一般的には特に追跡することが難しいものである。この点に関して、「小規模企業経営者の引退に関する実態調査」には、調査時点(退出から1-2年経過時点)での就労状況を尋ねる設問が設けられている²¹。本節では、その設問の結果をもとに、退出後の経営者の再就労状況について観察する。

当該設問の結果をまとめたものが表6である。表6(1)は全サンプルの、(2)(3)はそれぞれ65歳未満、65歳以上別の結果を示している。仕事のうちわけは、詳細さをより

¹⁹ 他に、事業が経済的に難しくなった時点で資金調達のために借入をした、という状況が生じているケースも考えられる。しかしいずれにせよ、可能な限り経営者の自由意志で企業の存続・退出を決定したい場合には極力金融機関からの借入は避けるべきである、という原則は確認されたといえるだろう。

²⁰ ただし、本稿ではデータの制約から、はじめに退出した企業のみを取り出しその中で性質の違いを調べているが、本来は、より大きな枠組のもとで、存続・継承といった他の状態と退出の選択問題から考えるのが望ましい。この点は、今後の課題としたい。

²¹ 具体的には、収入を得る仕事をしているかどうかを尋ねる設問の後、していると回答した場合にはその種類(複数の場合には主なものひとつ)を、表6の9項目の中から選択する。なお、このうち前半の「収入を得る仕事をしているかどうか」についての設問と、後の債務整理状況の設問の結果は、本稿の中では例外的に『中小企業白書 2004年版』でも比較的詳細に取り扱われている情報である。

重視し、調査票項目をそのまま用いた9区分とした。ただし、これらは、より大きくは経営者（自営業主、会社等役員）、被雇用者（正社員、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託）、それ以外（自家営業の手伝い、内職、その他）の3つに分けることができる。また、いずれの表にも、経済的退出・非経済的退出別、および債務整理の終了・未終了別の集計結果を併せて示している。このうち、「債務整理の終了・未終了」とは、調査時点で事業に関する債務の整理が終了しているかどうかを尋ねた設問の結果であり、就労状況の設問と同様、退出から一定期間経過後の情報を与えるものである²²。結果をみると、全体の9割が調査時点で債務整理は終了していると回答している（表6）²³。

表6（1）から、まず、全体の4割強、44%の経営者が、退出後再び何らかの仕事に就いていることがわかる。その内容は、9区分でみた場合最も多いのが自営業主の14%で、これに会社等役員を加えると、再び経営者として就労しているケースが17%ある。これは、表1（1）において「新たな仕事や事業を行うため」に退出したとする経営者の割合が3%であったことを考えると、相当大きな割合といえる。また、被雇用者になるケースも、正社員が5%、これにパート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託のいわゆる非正規雇用を加えると17%と、ちょうど経営者と同じ割合になっている。

次に、これを年齢層別（表6（2）（3））にみると、何らかの仕事に就いている割合は、65歳未満の59%に対し65歳以上では24%と、やはり65歳未満のほうが圧倒的に大きい。特に、65歳以上では（直感的にも予想されるように）正社員になるケースはほとんどないのに対し、65歳未満では9%が正社員として再就労している。パート等非正規雇用も、65歳以上では4%に過ぎないのに対し、65歳未満では19%に達している。また、再び経営者になるケースも、65歳以上の11%に対し、65歳未満では23%ある。これらの結果のうち、被雇用者の割合の違いについては、本人の意思だけでなく雇用する側の意思決定も影響を与えている可能性が高いが、被雇用者だけでなく経営者の割合も大きく違うことを考えれば、基本的には年齢は経営者自身の退出後の行動にも大きな影響を与えていることが確認されたといえる。

さらに、再就労の状況には、退出理由（経済的退出・非経済的退出）別に明確な違いがみられる。まず、退出後何らかの仕事に就いているケースが、経済的退出の場合は56%と過半を占めるのに対し、非経済的退出の場合は36%と少ない（表6（1））。そのうちわけをみると、最も注目されるのは、被雇用者の割合が4形態とも経済的退出のほうが大きい

²² なお、同設問では「事業に関する債務」の状況が尋ねられており、従って概念上ここでの「債務」には買掛債務や近親者からの債務等広い意味での債務全般が含まれる。その意味で、前節で使用した金融機関からの借入の有無を尋ねる設問とは内容が根本的に異なるものである。

²³ 債務整理の項目のみ総サンプル数が1417と少ないが、これは、1730から本設問に回答していないものを除いた結果である。債務整理に関する情報は第4節の計量分析には使用しないことなどから、本設問への回答は統一サンプル抽出の必要条件には含めなかった。付表5も同様。

点である。特に、正社員の違いも大きい、それ以上にパート等非正規雇用の違いが大きく（経済的退出18%、非経済的退出8%）、結局この部分が両者の違いの最大の要因となっている。さらに、これを年齢層別（表6（2）（3））にみると、この被雇用者の割合の違いは大部分が65歳未満の違いから生じていることがわかる。

この、退出理由別の違いの原因としては、やはり第一に、経済的退出のほうが、主に経済的な事情から退出後に何らかの再就労をせざるを得ないケースが多いことが考えられる。もちろん、ある時点で企業経営よりも被雇用者、それも場合によっては非正規雇用を希望して自発的に身を転じる、というケースも考えられないわけではない。しかし、この点に関しては、経済的退出の就労状況の分布を、同じく表6の債務整理終了・未終了別の結果と比較すると、その分布は債務整理未終了のケースに近いことがわかる。具体的には、債務整理未終了のケースのほうが、そうでない場合に比して退出後に再就労している割合がかなり大きく、また、その内容も（相対的には間口の広い）自営業主と非正規雇用の割合が大きくなっている。この結果は、やはり基本的には、債務整理未終了の場合には債務の返済という経済的な事情から仕事を必要とするケースが多いことから生じていると解釈すべきであろう。そして、この債務整理未終了と経済的退出の分布の類似性を考えると、経済的退出についても、自ら経営者をやめて被雇用者を選択するというよりも、どちらかといえば経済上の必要性から退出後に再び就労せざるを得ないケースのほうが多いことが推測される²⁴。

6. おわりに

日本の企業の9割近くは小規模企業、3分の2は個人企業である。従って、日本の開廃業の問題も、少なくとも量的には、かなりの程度小規模企業の問題である。しかし、特に退出については、データの入手可能性の問題もあり、これまで必ずしも十分には検証されてこなかった。そこで本稿では、主に2003年11月に実施された「小規模企業経営者の引退に関する実態調査」の個票データをもとに、日本における小規模企業の退出の実態について分析を行った。

調査の結果から、まず、小規模企業は経済状況の悪化を直接の理由とする退出（「経済的退出」）以外にも、高齢化や健康問題をはじめとする様々な理由によって退出していることが確かめられた。また、一部ではあるが、悠々自適な生活を送るため、新たな仕事や事業を行うためといった理由での退出もみられた。これらの、事業の経済上の要因から退出す

²⁴ なお、債務整理未終了のケースは経済的退出に83、非経済的退出に64存在しており、この経済的退出と債務整理未終了の類似性は両者のサンプルが同一、あるいは大部分が重複していることから生じているものではない。

るといふ標準的な退出研究の想定とも一致しないように思われるケース（「非経済的退出」）は、今回のデータセットにおいては過半（6割）を占めていた。次に、この「経済的退出」と「非経済的退出」の性質の違いを検証するプロビット・モデルの推定を行った。推定の結果、相対的に若い場合、男性の場合、金融機関からの借入がある場合、売上が減少傾向にある場合などに経済的退出が生じている傾向が強いことが示された。さらに、本データセットの特徴を活かし、多くの場合把握が特に困難な、退出後の経営者の就労状況についても観察および分析を行った。その結果、退出後に再び経営者や被雇用者になるケースも相当程度存在していること、また、経済的退出の場合のほうが再就労する、特に被雇用者として再就労する比率が高いことなどが示された。これらの結果は、退出研究において経済的退出と非経済的退出の両者を区別して分析することが重要である可能性を示している。

現在、高度成長期に誕生した企業、特に小規模企業の多くは経営者の高齢化が進んでいる²⁵。これらの企業は、いずれかの時点で継承が行われないう限り、事業の成功・失敗に関わらずそう遠くない将来必ず退出することになる。もちろん、例えば完全に属人的な事業である場合のように、考えるまでもなく退出以外に選択肢がない状況、というものもあるであろう。また、一方で、役目を終えた企業の消滅の積み重ねが結果的には経済全体の生産性を徐々に上げる、ということもあるかもしれない。従って、あらゆる事業が廃業されるべきでない、という主張ももちろんあり得ない（cf. 西村・中島・清田、2003；深尾・権、2004；Nishimura Nakajima and Kiyota, 2005）。しかし、仮にそのような場合であってさえ、ミクロレベルで、その役目を終えた企業の経営者がどのような幕引きをするか、およびそれがその果たしてきた役割に相応しいものであるか、という点は、別途重要な論点として目を向けられるべきものである。特に日本において、起業のリスク（および労力）とリターンが、人生全体のレベルの総合的な単位でどの程度見合い得るのか、という議論に客観的な情報をもって貢献することは、次の世代の「健全な」潜在的企業家層の形成にも大きな役割を果たすと考えられる。本稿の分析が、そのような重要な論点に関する何らかの貢献を含んでいることを望みたい。

補論 小規模企業共済制度について

小規模企業共済制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（現在）が運営する、小規模企業経営者のための退職金積立制度である。常時使用する従業員の数が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の事業を営む個人事業主および会社等の役員を対象とし、契約者が事業を廃止した場合等に、それまで払い込んだ掛金の額に応じて共済金が支給される。

²⁵ もちろん、人口の高齢化（および、いわゆる団塊世代引退）の問題は、企業経営者に限らず、広く日本社会全体の直面している問題である。

制度の発足は1965年で、現在（2003年度末時点）の在籍件数は178万件、運用資産残高は7兆7千億円である。ただし、加入後の口数追加（掛金増額）が複数件扱いとなることから件数には重複があり、件数ではなく人数ベースで見ると契約者数は約130万人（2003年度末時点）である²⁶。

同制度の最大の特徴は、1）掛金が全額所得控除の対象になるなど税制上の優遇措置があること、2）実質的に国営、かつ制度の運営経費が全額国庫負担であること、の2点である。特に前者は、課税所得がある小規模企業経営者にとっては大きな利点である。掛金は月あたり1000円から7万円まで（500円刻み）選択でき、例えば、最大金額の月7万円とした場合、年84万円の所得控除が追加的に受けられることになる²⁷。他にも、同制度には、払い込んだ掛金の額に応じた貸付制度がある、国税滞納処分等による場合を除き共済金等の受給権は差押さえが禁止されているなどの特徴もある。

共済契約の終了（「解除」）の形態には、大きく分けて、共済事由Aによる共済金Aの支払い、共済事由Bによる共済金Bの支払い、準共済事由による準共済金（特別解約手当金）の支払い、解約事由による解約手当金の支払い、の4ケースがある。共済事由Aから順に、支払われる金額の納付済掛金総額に対する割合は小さくなる（付表3参照）。各事由の主な内容は下記の通りである。

共済事由A：個人事業の廃止、個人事業主の死亡、法人の解散

共済事由B：会社等役員の疾病・負傷または死亡による退職、老齢給付

準共済事由：上記以外の理由による会社等役員の退職、

個人事業の配偶者または子への譲渡

解約事由：任意解約、12月以上の掛金滞納による解約

なお、第3節でも述べた通り、個人事業の配偶者または子への譲渡は準共済事由であるが、それ以外の第三者への譲渡は、制度上、より有利な「個人事業の廃止」（共済事由A）として扱われる。また、「老齢給付」とは、掛金を15年以上納付かつ年齢が65歳以上の場合に、事業を継続しているか否か等を問わず、契約者の請求に基づいて共済金が支給されるものである。付表1をみると、年あたり、共済事由A・Bが併せて9万件前後²⁸、準共済事由が4千件強、解約事由が5万件的計14－15万件的解除事由が発生している。

²⁶ これは、非1次産業の加入対象者数の2割強に相当している。

²⁷ そのときの節税効果は、所得税の実効税率（住民税含む）を仮に20%としても、年あたり17万円になる。納めた掛金の額（84万円）との費用対効果を考えれば無視できない金額といつてよい。ただし、その節税効果は基本的には後々（場合によっては数10年後）まで蓄積され、共済金等受取時点になってはじめて清算・享受されるものであり、各年の現金収支自体は84－17＝64万円の持ち出しである点には注意が必要である。さらに、共済金・準共済金は税法上比較的利益な取り扱いになってはいるが（付表4参照）、それでも、場合によっては（他の退職所得が多い場合など）共済金等の受取時点で課税されることもあり得る。また、65歳未満で途中解約した場合には、解約手当金は一時所得として課税される。

²⁸ 共済金の平均支給額は、一人あたり907万円（2003年度実績）。

ただし、同制度の在籍件数は、1993年度末の226万件をピークに、新規加入の減少と解除の増加という双方の要因により急速に減少している（付図1）。このうち、新規加入の減少は、付表2の概算によれば近年の開廃業率の逆転現象の進行（加入対象者数の減少）をかなり上回るペースで進んでいる。また、解除の増加は、一つには制度発足以降の時間の経過とともに共済事由等の発生が本格化してきたことによっていると考えられるが²⁹、一方で、1992年頃から任意解約も増加している（同じく付図1）。

さらに、重要な点として、2004年4月以降、共済金等の金額設定の基準となる運用収入の予定利率が2.5%から1.0%へと引き下げられた³⁰。現在の掛金と共済金等の関係は付表3の通りであり、税制上の優遇措置という特典は変わらず存在するものの、資金を外に出し長期間固定することを要請する同制度の魅力がその分薄くなっていることは否定できない。この点に関して、付表5は、本稿で使用した「小規模企業経営者の引退に関する実態調査」の中で、共済制度に加入した経緯を尋ねた設問の結果である。これをみると、一部に自らパンフレット等を見て、というケースもあるものの、多くの場合経営者は周囲の勧めから共済に加入している。中小企業基盤整備機構は、加入等各種手続に関する業務を金融機関、商工団体、事業協同組合、青色申告会、税理士団体等に委託しており、付表5からも、主にそれらの機関・団体からの勧誘をきっかけに同制度に加入している様子が伺える。その意味では、同制度の一層の活性化のためには、当然ながら関係機関等周囲が勧められるだけの魅力的な制度であり続けることが根本的には最も重要であるといえる³¹。

ただし、より大きな観点から考えれば、同制度はそもそも完全な積立型であり、例えば倒産防止共済制度のような保険的リスク分散の機能はない。また、中小企業退職金共済制度のように経営者に従業員のための積立を促す制度とも異なり、直接は経営者本人のための制度である。さらに、日本の金融環境・金融商品環境は、制度発足の頃からすれば非常に大きく変化している³²。小口・大量の契約からなる同制度の関連事務は膨大であることも予想され、例えば、極端にいえば同等程度の節税効果をより直接的な税制改正等³³によって実現できれば、そのほうが政策主体・事業者双方にとってより望ましい状況が生じつつあ

²⁹ 最も顕著な例は、納付15年以上かつ65歳以上を要件とする老齢給付で、現在は年間数万件発生しているが、発足後15年間は当然、件数はゼロである。

³⁰ それ以前の経緯としては、予定利率は1996年4月に、制度発足以来の6.6%から4.0%に、2000年4月から2.5%に引き下げられた。

³¹ とはいえ、一方で同共済の収支構造は悪化しており、直近（2003年度）の単年度収支はマイナス3400億円、またストックでは2004年6月末時点で7600億円の繰越欠損金が生じている。昨今の厳しい運用環境も併せて考えれば、予定利率引き下げ自体はやむを得ない面もある。

³² この点に関しては、民間の金融商品の発達といった要因以外にも、他の（地方自治体を含む）公的制度との実質的な重複の可能性も無視できない問題であり得る（cf. 中小企業政策審議会第39回共済制度小委員会議事録, pp. 3-4, 1998年6月9日）。特に、1991年4月に施行された国民年金基金は、対象が自営業主中心、解約手当や貸付制度はなく年金としてのみ支給など違いはあるものの、小規模企業共済の在籍件数減少がはじまった時期を考えると制度競合の可能性は高いように思われる。

³³ あくまで一例として挙げれば、青色申告特別控除の拡充のような形が考えられないだろうか。

る可能性も考えられる。

参考文献

- 太田聡一（2003）「自営業のダイナミズム ―フローデータによる接近―」, 経済分析 第 168 号『雇用創出と失業に関する実証研究』第 7 章, 211-251, 内閣府経済社会総合研究所.
- 楠田義・横倉尚・根来正人（1979）「わが国中小工業における企業移動の分析」, 経済分析 第 76 号, 1-45, 経済企画庁経済研究所.
- 国民生活金融公庫総合研究所編（2002）『失敗から立ち直った起業家たち』, 中小企業リサーチセンター.
- 国民生活金融公庫総合研究所（2004）『新規開業企業を対象とするパネル調査』.
- 齋藤隆志・橘木俊詔（2004）「中小企業の存続と倒産に関する実証分析」, RIETI Discussion Paper 04-J-004.
- 橘木俊詔・森川正之（1999）「雇用調整・賃金抑制・廃業 ―製造業のマイクロデータによる実証分析―」, 通産研究レビュー 第 13 号, 102-125.
- 中小企業基盤整備機構（2004）『共済制度の概要 平成 16 年度版』.
- 中小企業基盤整備機構（2004）『小規模企業共済制度のしおり 平成 16 年度版』.
- 中小企業庁編（2003）『中小企業白書 2003 年版』, ぎょうせい.
- 中小企業庁編（2004）『中小企業白書 2004 年版』, ぎょうせい.
- 西村清彦・中島隆信・清田耕造（2003）「失われた 1990 年代、日本産業に何が起こったのか? ―企業の参入退出と全要素生産性―」, RIETI Discussion Paper 03-J-002.
- 深尾京司・権赫旭（2004）「日本の生産性と経済成長 ―産業レベル・企業レベルデータによる実証分析―」, 経済研究 55, 261-281.
- 福田慎一・粕谷宗久・赤司健太郎（2004）「デフレ下における非上場企業のデフォルト分析」, 日本銀行ワーキングペーパー 04-J-14.
- 松繁寿和（2002）「開業、成長、廃業と雇用創出」, 三谷直紀・脇坂明編『マイクロビジネスの経済分析』第 2 章, 21-40, 東京大学出版会.
- 森川正之・橘木俊詔（1997）「参入・退出と雇用変動 ―製造業のマイクロデータに基づく分析を中心に―」, 通商産業研究所 Discussion Paper #97-DOJ-85.
- 山下智志・川口昇（2003）「大規模データベースを用いた信用リスク計測の問題点と対策（変数選択とデータ量の関係）」金融庁・金融研究研修センター.
- Bates, Timothy (2005) “Analysis of young, small firms that have closed: delineating successful from unsuccessful closures”, *Journal of Business Venturing* 20, 343-358.

- Cressy, Robert (1996), "Are business startups debt-rationed?", *Economic Journal* 106, 1253-1270.
- Everett, Jim and John Watson (1998) "Small business failure and external risk factors", *Small Business Economics* 11, 371-390.
- Ghemawat, Pankaj and Barry Nalebuff (1985) "Exit", *Rand Journal of Economics* 16, 184-194.
- Harhoff, Dietmar, Konrad Stahl, and Michael Woywode (1998) "Legal form, growth and exit of West German firms - Empirical results for manufacturing, construction, trade and service industries", *Journal of Industrial Economics* 46, 453-488.
- Headd, Brian (2003) "Defining business success: distinguishing between closure and failure", *Small Business Economics* 21, 51-61.
- Helwege, Jean and Frank Packer (2003) "Determinants of the choice of bankruptcy procedure in Japan", *Journal of Financial Intermediation* 12, 96-120.
- Honjo, Yuji (1999) "Survival and exit of new software firms: an empirical analysis using logit models", *Empirical Studies on the Entry and Survival of New Firms*, Chapter 5, 79-96, Doctoral Dissertation, University of Tsukuba.
- Honjo, Yuji (2000) "Business failure of new firms: an empirical analysis using a multiplicative hazards model", *International Journal of Industrial Organization* 18, 557-574.
- Jovanovic, Boyan (1982) "Selection and evolution of industry", *Econometrica* 50, 649-670.
- Mansfield, Edwin (1962) "Entry, Gibrat's law, innovation, and the growth of firms", *American Economics Review* 52, 1023-1051.
- Nishimura, Kiyohiko G, Takanobu Nakajima and Kozo Kiyota (2005) "Does the natural selection mechanism still work in severe recessions? - Examination of the Japanese economy in the 1990s", *Journal of Economic Behavior and Organization*, forthcoming.
- Schary, Martha, A. (1991) "The probability of exit", *RAND Journal of Economics* 22, 339-353.
- Shapiro, Daniel, and R.S. Khemani (1987) "The determinants of entry and exit reconsidered", *International Journal of Industrial Organization* 5, 15-26.
- Taylor, Mark P. (1999) "Survival of the fittest? An analysis of self-employment duration in Britain", *Economic Journal* 109, C140-C155.
- Watson, John and Jim Everett (1993) "Defining small business failure", *International Small Business Journal* 11, 35-48.
- Winter, Mary, Sharon M. Danes, Sun-Kang Koh, Kelly Fredericks, and Jennifer J. Paul (2004) "Tracking family businesses and their owners over time: panel attention, manager departure and business demise", *Journal of Business Venturing* 19, 535-559.

表1. 退出理由

(1) 経営者をやめた最大の理由

| 項目 | 全体 | 年齢(退出時点) | |
|--------------------------|-------|----------|-------|
| | | 65歳未満 | 65歳以上 |
| 1 悠々自適な生活を送るため | 3.1 | 3.3 | 2.9 |
| 2 新たな仕事や事業を行うため | 3.1 | 4.9 | 0.8 |
| 3 経営者本人の高齢化 | 20.1 | 5.4 | 38.9 |
| 4 従業員の高齢化 | 0.7 | 0.4 | 1.1 |
| 5 経営者本人の病気やけがのため | 14.3 | 13.0 | 16.0 |
| 6 経営者の親族の病気やけがのため | 2.7 | 2.4 | 3.2 |
| 7 結婚や転居など家庭の事情(6を除く) | 0.9 | 1.4 | 0.1 |
| 8 災害のため(5~7を除く) | 0.3 | 0.4 | 0.1 |
| 9 事業意欲が減退したため | 6.9 | 8.5 | 4.8 |
| 10 事業の見通しが立たないため(3~8を除く) | 38.0 | 49.1 | 23.7 |
| 11 倒産したため | 2.3 | 2.8 | 1.7 |
| 12 その他 | 7.6 | 8.3 | 6.6 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| n | 1730 | 975 | 755 |

(%、実数)

(2) 事業の見通しが立たなかった・倒産した理由
(上記設問の10または11のみ回答)

| 項目 | 全体 | 年齢(退出時点) | |
|--------------------|-------|----------|-------|
| | | 65歳未満 | 65歳以上 |
| 1 売上・受注額が減少した | 70.6 | 71.3 | 68.8 |
| 2 販売先・受注先が倒産した | 4.4 | 4.2 | 5.2 |
| 3 仕入先が倒産した | 1.2 | 1.6 | - |
| 4 赤字を計上した | 8.9 | 7.7 | 12.0 |
| 5 金融機関が融資の拒絶や減額をした | 2.6 | 2.4 | 3.1 |
| 6 経営者の高齢化や健康問題があった | 1.3 | 1.4 | 1.0 |
| 7 従業員が退職した | 0.1 | 0.2 | - |
| 8 その他 | 5.4 | 5.1 | 6.3 |
| 無回答 | 5.4 | 6.1 | 3.7 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| n | 698 | 506 | 192 |

(%、実数)

表 2. 経済的退出と非経済的退出

(%、実数)

| | 全体 | 年齢(退出時点) | |
|--------|-------|----------|-------|
| | | 65歳未満 | 65歳以上 |
| 経済的退出 | 39.8 | 51.2 | 25.2 |
| 非経済的退出 | 60.2 | 48.8 | 74.8 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| n | 1730 | 975 | 755 |

経済的退出; 表1(1)の10・11(表1(2)の6を除く)

非経済的退出; 表1(1)の10・11以外、表1(2)の6

表3. 退出した経営者の年齢分布

| | 年齢(退出時点) | | |
|--------|----------|-----------|------------|
| | 全体 | 経済的退 出 | 非経済的 退出 |
| 25-39歳 | 1.7 | 1.2 | 2.1 |
| 40-49歳 | 5.8 | 8.9 | 3.8 |
| 50-54歳 | 11.6 | 14.2 | 9.8 |
| 55-59歳 | 15.3 | 21.8 | 11.0 |
| 60-64歳 | 21.9 | 26.4 | 18.9 |
| 65-69歳 | 22.3 | 18.0 | 25.1 |
| 70-74歳 | 12.9 | 6.7 | 17.0 |
| 75-79歳 | 6.0 | 2.5 | 8.4 |
| 80-93歳 | 2.5 | 0.4 | 3.9 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| n | 1730 | 689 | 1041 |

(%、実数)

表 4. 各変数の平均値

| | 全体 | 経済的 退出 | 非経済的 退出 |
|-------------|-------|-----------|------------|
| 年齢 | 62.34 | 59.53 | 64.20 |
| 65歳以上 | 0.436 | 0.276 | 0.543 |
| 性別(女性=1) | 0.213 | 0.161 | 0.247 |
| 経営年数 | 26.35 | 23.41 | 28.29 |
| 創業者 | 0.739 | 0.714 | 0.755 |
| 個人事業 | 0.650 | 0.560 | 0.709 |
| 有限会社 | 0.231 | 0.266 | 0.207 |
| 株式会社 | 0.120 | 0.174 | 0.084 |
| 従業員なし | 0.364 | 0.329 | 0.387 |
| 製造業 | 0.234 | 0.300 | 0.190 |
| 建設業 | 0.142 | 0.168 | 0.124 |
| 卸売業 | 0.058 | 0.077 | 0.045 |
| 小売業 | 0.190 | 0.176 | 0.199 |
| 飲食店 | 0.068 | 0.038 | 0.088 |
| サービス業 | 0.129 | 0.093 | 0.154 |
| その他 | 0.179 | 0.148 | 0.200 |
| 金融機関からの借入あり | 0.290 | 0.403 | 0.214 |
| 売上増加傾向 | 0.016 | 0.001 | 0.025 |
| 売上横ばい | 0.145 | 0.060 | 0.202 |
| 売上減少傾向 | 0.839 | 0.939 | 0.773 |
| 直前期黒字 | 0.316 | 0.174 | 0.410 |
| 直前期のみ赤字 | 0.174 | 0.131 | 0.203 |
| 2期連続赤字 | 0.510 | 0.695 | 0.387 |
| n | 1730 | 689 | 1041 |

表5. プロビット・モデル推定結果

被説明変数: 経済的退出=1、非経済的退出=0

| | [I]全体 | | | [II]全体 | | | [III]65歳未満 | | | [IV]65歳以上 | | |
|-------------------------|---------|----------|---------|----------|----------|---------|--------------|----------|---------|-------------|----------|---------|
| | 係数 | t値 | 限界効果 | 係数 | t値 | 限界効果 | 係数 | t値 | 限界効果 | 係数 | t値 | 限界効果 |
| 定数項 | 1.4821 | 5.23 ** | | 0.4583 | 1.31 | | -0.3680 | -0.90 | | 2.4133 | 2.51 * | |
| 年齢 | -0.0334 | -7.28 ** | -0.0125 | -0.0130 | -2.12 * | -0.0049 | -0.0015 | -0.20 | -0.0006 | -0.0422 | -3.12 ** | -0.0113 |
| 65歳以上 | - | | | -0.5192 | -4.95 ** | -0.1908 | - | | | - | | |
| 性別(女性=1) | -0.4667 | -5.26 ** | -0.1649 | -0.4956 | -5.55 ** | -0.1740 | -0.4564 | -4.41 ** | -0.1798 | -0.4922 | -2.70 ** | -0.1116 |
| 経営年数 | -0.0161 | -4.35 ** | -0.0061 | -0.0154 | -4.14 ** | -0.0058 | -0.0165 | -3.17 ** | -0.0066 | -0.0168 | -2.98 ** | -0.0045 |
| 創業者 | -0.0432 | -0.54 | -0.0163 | -0.0499 | -0.63 | -0.0188 | 0.0507 | 0.50 | 0.0202 | -0.2467 | -1.86 | -0.0699 |
| 個人事業 | - | | | - | | | - | | | - | | |
| 有限会社 | -0.0485 | -0.56 | -0.0181 | -0.0888 | -1.02 | -0.0331 | -0.1051 | -0.99 | -0.0419 | -0.1306 | -0.83 | -0.0337 |
| 株式会社 | 0.1887 | 1.64 | 0.0724 | 0.1651 | 1.43 | 0.0632 | 0.2339 | 1.57 | 0.0926 | -0.0345 | -0.18 | -0.0091 |
| 従業員なし | -0.0249 | -0.33 | -0.0094 | -0.0143 | -0.19 | -0.0054 | 0.1383 | 1.42 | 0.0551 | -0.2379 | -1.86 | -0.0625 |
| 製造業 | - | | | - | | | - | | | - | | |
| 建設業 | -0.1297 | -1.18 | -0.0479 | -0.1505 | -1.36 | -0.0553 | -0.0224 | -0.16 | -0.0089 | -0.4278 | -2.25 * | -0.0979 |
| 卸売業 | -0.1553 | -1.03 | -0.0568 | -0.1186 | -0.78 | -0.0436 | -0.2572 | -1.22 | -0.1018 | -0.0729 | -0.33 | -0.0190 |
| 小売業 | -0.2762 | -2.67 ** | -0.1002 | -0.2932 | -2.82 ** | -0.1059 | -0.3310 | -2.39 * | -0.1309 | -0.2878 | -1.80 | -0.0712 |
| 飲食店 | -0.7890 | -5.02 ** | -0.2455 | -0.8087 | -5.09 ** | -0.2495 | -0.7279 | -3.93 ** | -0.2730 | -1.0625 | -3.07 ** | -0.1726 |
| サービス業 | -0.5311 | -4.33 ** | -0.1815 | -0.5453 | -4.41 ** | -0.1854 | -0.4103 | -2.72 ** | -0.1612 | -0.8969 | -3.68 ** | -0.1693 |
| その他 | -0.2808 | -2.58 ** | -0.1016 | -0.2714 | -2.48 * | -0.0983 | -0.1094 | -0.75 | -0.0436 | -0.4699 | -2.71 ** | -0.1107 |
| 金融機関からの借入あり | 0.3477 | 4.55 ** | 0.1331 | 0.3333 | 4.34 ** | 0.1274 | 0.3677 | 3.80 ** | 0.1455 | 0.3128 | 2.37 * | 0.0902 |
| 売上増加傾向・横ばい | - | | | - | | | - | | | - | | |
| 売上減少傾向 | 0.7446 | 6.52 ** | 0.2449 | 0.7164 | 6.27 ** | 0.2367 | 0.8119 | 6.00 ** | 0.3058 | 0.5026 | 2.24 * | 0.1138 |
| 直前期黒字 | - | | | - | | | - | | | - | | |
| 直前期のみ赤字 | 0.0709 | 0.67 | 0.0269 | 0.0688 | 0.64 | 0.0260 | 0.0380 | 0.29 | 0.0151 | 0.1237 | 0.62 | 0.0344 |
| 2期連続赤字 | 0.6307 | 7.27 ** | 0.2332 | 0.6593 | 7.53 ** | 0.2431 | 0.5103 | 4.69 ** | 0.2014 | 0.9150 | 5.78 ** | 0.2446 |
| Log likelihood | -935.2 | | | -922.9 | | | -572.9 | | | -332.3 | | |
| McFadden R ² | 0.1959 | | | 0.2065 | | | 0.1520 | | | 0.2199 | | |
| n | 1730 | | | 1730 | | | 975 | | | 755 | | |

* 5%水準で有意 ** 1%水準で有意

表6. 退出後の就労状況

(1) 全体

| 項目 | 全体 | 経済的 | 非経済的 | 債務整理 | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 退出 | 退出 | 終了 | 未終了 |
| 1 収入を得る仕事をしている | 43.7 | 56.2 | 35.5 | 42.3 | 66.7 |
| 自営業主 | 13.6 | 16.8 | 11.5 | 13.1 | 22.5 |
| 会社・団体などの役員 | 3.8 | 3.8 | 3.8 | 4.3 | 4.1 |
| 正社員 | 5.2 | 8.7 | 2.9 | 5.4 | 6.1 |
| パート・アルバイト | 7.2 | 11.0 | 4.7 | 7.2 | 10.2 |
| 労働者派遣事業所の派遣社員 | 0.7 | 1.2 | 0.4 | 0.7 | 0.7 |
| 契約社員・嘱託 | 4.2 | 6.0 | 3.0 | 3.9 | 7.5 |
| 自家営業の手伝い | 3.6 | 3.5 | 3.8 | 2.5 | 9.5 |
| 内職 | 1.2 | 1.9 | 0.8 | 0.9 | 2.0 |
| その他 | 4.1 | 3.3 | 4.6 | 4.4 | 4.1 |
| 2 収入を得る仕事はしていない | 56.3 | 43.8 | 64.6 | 57.7 | 33.3 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| n | 1730 | 689 | 1041 | 1270 | 147 |

(%、実数)

(2) 65歳未満

| 項目 | 全体 | 経済的 | 非経済的 | 債務整理 | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 退出 | 退出 | 終了 | 未終了 |
| 1 収入を得る仕事をしている | 59.0 | 65.7 | 51.9 | 56.7 | 71.7 |
| 自営業主 | 17.6 | 18.8 | 16.4 | 17.5 | 18.9 |
| 会社・団体などの役員 | 5.1 | 3.8 | 6.5 | 5.7 | 3.8 |
| 正社員 | 8.7 | 12.0 | 5.3 | 8.8 | 8.5 |
| パート・アルバイト | 11.1 | 13.8 | 8.2 | 10.8 | 13.2 |
| 労働者派遣事業所の派遣社員 | 1.1 | 1.4 | 0.8 | 1.1 | 0.9 |
| 契約社員・嘱託 | 6.3 | 7.6 | 4.8 | 5.7 | 9.4 |
| 自家営業の手伝い | 4.7 | 4.2 | 5.3 | 3.5 | 9.4 |
| 内職 | 0.8 | 1.2 | 0.4 | 0.1 | 2.8 |
| その他 | 3.5 | 2.8 | 4.2 | 3.6 | 4.7 |
| 2 収入を得る仕事はしていない | 41.0 | 34.3 | 48.1 | 43.3 | 28.3 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| n | 975 | 499 | 476 | 725 | 106 |

(%、実数)

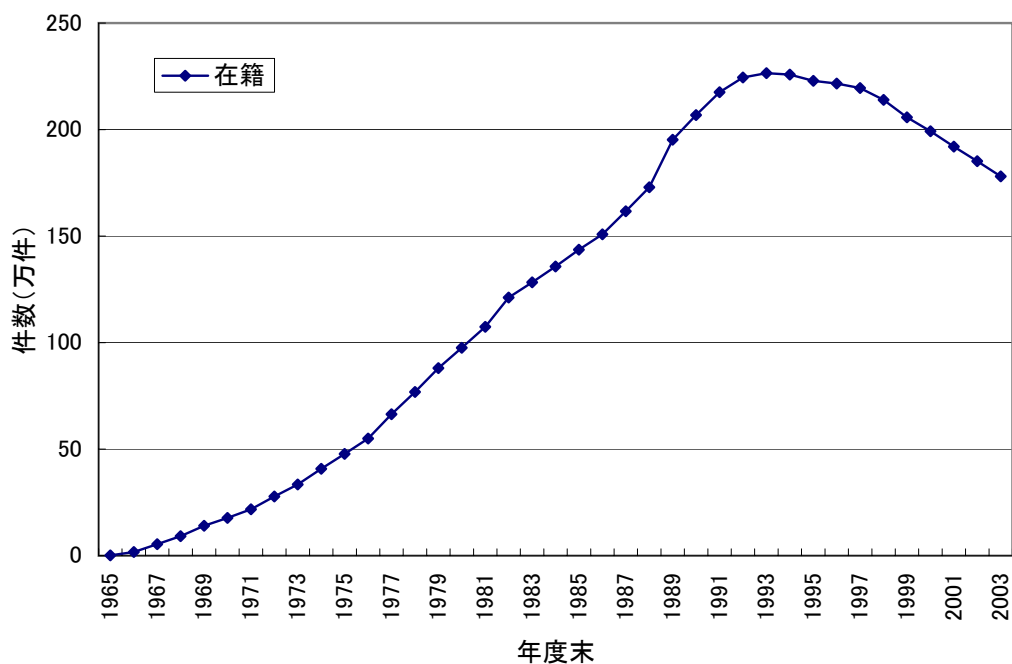
(3) 65歳以上

| 項目 | 全体 | 経済的 | 非経済的 | 債務整理 | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 退出 | 退出 | 終了 | 未終了 |
| 1 収入を得る仕事をしている | 24.0 | 31.1 | 21.6 | 23.1 | 53.7 |
| 自営業主 | 8.5 | 11.6 | 7.4 | 7.2 | 31.7 |
| 会社・団体などの役員 | 2.1 | 3.7 | 1.6 | 2.4 | 4.9 |
| 正社員 | 0.7 | - | 0.9 | 0.7 | - |
| パート・アルバイト | 2.3 | 3.7 | 1.8 | 2.6 | 2.4 |
| 労働者派遣事業所の派遣社員 | 0.1 | 0.5 | - | 0.2 | - |
| 契約社員・嘱託 | 1.5 | 1.6 | 1.4 | 1.5 | 2.4 |
| 自家営業の手伝い | 2.3 | 1.6 | 2.5 | 1.3 | 9.8 |
| 内職 | 1.7 | 3.7 | 1.1 | 1.8 | - |
| その他 | 4.9 | 4.7 | 5.0 | 5.5 | 2.4 |
| 2 収入を得る仕事はしていない | 76.0 | 69.0 | 78.4 | 76.9 | 46.3 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| n | 755 | 190 | 565 | 545 | 41 |

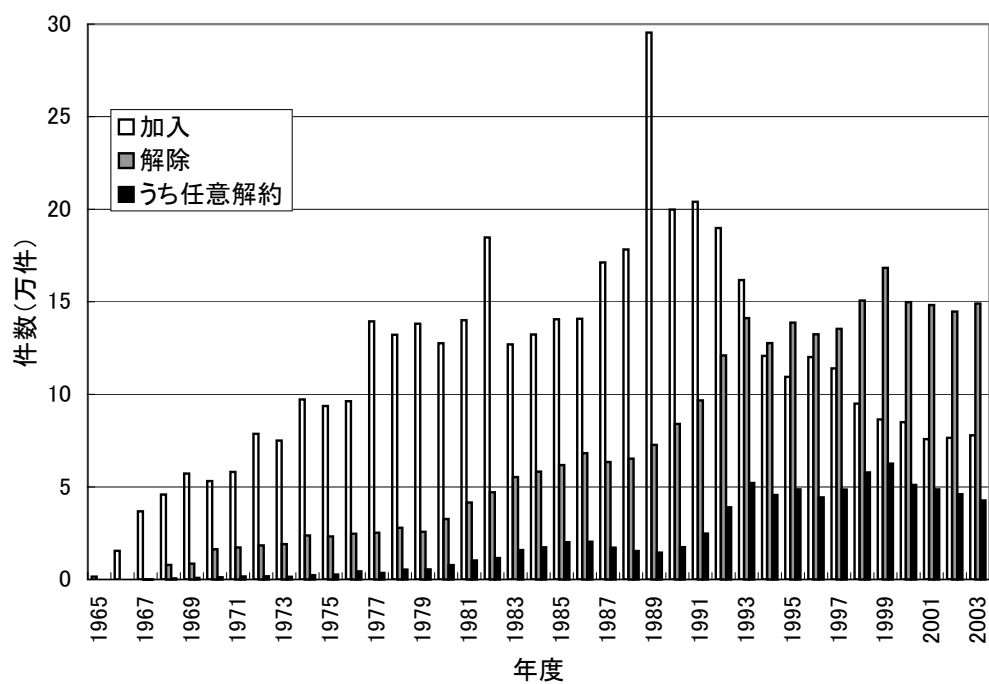
(%、実数)

付図1. 小規模企業共済制度 在籍・加入・解除の推移

(1) 在籍件数推移



(2) 加入・解除件数推移



注) 在籍件数 = 前年度末在籍件数 + 加入件数 - 解除件数
 資料) 中小企業基盤整備機構『共済制度の概要 平成16年度版』

付表1. 主な解除事由

(件)

| | | 2001年度 | 2002年度 | 2003年度 |
|-------|------------------|--------|--------|--------|
| 共済事由A | 個人事業の廃止 | 44349 | 43167 | 46488 |
| | 個人事業主の死亡 | 8523 | 7996 | 7834 |
| | 法人の解散 | 7865 | 8711 | 9322 |
| 共済事由B | 役員の退職(疾病・負傷) | 844 | 827 | 826 |
| | 役員の死亡 | 3591 | 3348 | 3277 |
| | 老齢給付(個人) | 15143 | 15172 | 17784 |
| | 老齢給付(法人) | 9561 | 9859 | 11555 |
| 準共済事由 | 役員の退職(一般) | 4003 | 4037 | 4131 |
| | 個人事業の配偶者または子への譲渡 | 374 | 466 | 475 |
| 解約事由 | 任意解約 | 48647 | 46072 | 42671 |
| | 掛金12月以上の滞納による解約 | 5363 | 5075 | 4690 |
| 全体 | | 148280 | 144749 | 149066 |

注) 些少な事由を省略しているため、最下段の「全体」は各件数の合計と厳密には一致しない。

資料) 中小企業基盤整備機構『共済制度の概要 平成16年度版』

付表2. 加入対象者数と在籍件数

| | 加入対象者数 A | 増減少率 (対前数値) | 在籍件数 B | 増減少率 (対前数値) |
|--------|-------------|----------------|-----------|----------------|
| 1994年度 | 5868757 | | 2241270 | |
| 1999年度 | 5814950 | -0.92% | 2040793 | -8.94% |

注) 加入対象者数、在籍件数には農業者を含まない。

資料) 中小企業政策審議会、第4回経営安定部会配布資料、2002年11月15日

付表3. 掛金と共済金等の関係(掛金月額10000円の場合)

(円)

| 掛金納付年数 | 5年 | 10年 | 15年 | 20年 | 30年 |
|--------|---|---------|---------|---------|---------|
| 掛金合計額 | 600000 | 1200000 | 1800000 | 2400000 | 3600000 |
| 共済金A | 621400 | 1290600 | 2011000 | 2786400 | 4348000 |
| 共済金B | 614600 | 1260800 | 1940400 | 2658800 | 4211800 |
| 準共済金 | 600000 | 1200000 | 1800000 | 2419500 | 3832740 |
| 解約手当金 | 掛金納付月数に応じ、掛金合計額の80%~120%が支払われる。 掛金納付月数が240ヶ月未満の場合、支払額は掛金合計額を下回る。 | | | | |

注1)2005年1月末現在の制度設計(予定利率等)による計算値。

注2)共済金・準共済金は、基本共済金の額のみ記載。制度上は、これらには付加共済金が上乗せされる可能性があるが、実際には制度が導入された1996年度以降、付加共済金が上乗せされたことはない。単年度の剰余金は繰越欠損金の解消に優先的に使用されるため、7600億円(2004年6月末現在)の繰越欠損金が存在する現状においては、仮に今後単年度収支が黒字に転じたとしても相当長い期間付加給付金はゼロが続くことが予想される。

資料)中小企業基盤整備機構『小規模企業共済制度のしおり 平成16年度版』

付表4. 共済金等の税法上の扱い

| | 一括受取の場合 | 分割受取の場合 |
|--------|----------------|--------------|
| 共済金A・B | 退職所得扱い・死亡退職金扱い | 公的年金等の雑所得扱い |
| 準共済金 | 退職所得扱い | |
| | 解約日に65歳未満の場合 | 解約日に65歳以上の場合 |
| 解約手当金 | 一時所得扱い | 退職所得扱い |

資料) 中小企業基盤整備機構『小規模企業共済制度のしおり 平成16年度版』

付表5. 小規模企業共済制度に加入した経緯

| 項目 | % |
|---------------------|-------|
| 1 金融機関の勧め | 15.8 |
| 2 商工団体(商工会・会議所等)の勧め | 38.2 |
| 3 親族・友人・知人の勧め | 11.6 |
| 4 税理士や中小企業診断士などの勧め | 16.9 |
| 5 自らパンフレット等を見て | 10.6 |
| 6 その他 | 5.3 |
| 無回答 | 1.6 |
| 計 | 100.0 |

n=1730